

JAF 四国ダートトライアル選手権 第5戦  
2008 JMRC オールスター選抜ダートトライアル 第5戦  
2008 OWL ほのぼのダートトライアル

特 別 規 則 書

**公示**

本競技会は社団法人日本自動車連盟（JAF）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則及びその付則、それに準拠した日本自動車連盟の国内競技規則、その付則ならびにJMRC 四国スラローム競技統一規則書に従って開催する。  
2008 年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定ならびに本競技会特別規則書に従い準国内競技として開催される。

- 第1条 競技会の名称**      2008 OWL ほのぼのダートラ
- 第2条 競技種目**              ダートトライアル
- 第3条 競技の格式**          JAF 公認準国内競技
- 第4条 開催日**                2008年7月27日
- 第5条 開催場所**            名称    ;    香川スポーツランド  
所在地 ;    香川県さぬき市造田宮西 1965  
TEL    0879-52-6135
- 第6条 オーガナイザー**      名称    ;    モータースポーツアウル（OWL）  
代表者 ;    藤沢 繁美  
所在地 ;    香川県高松市宮脇町 1 丁目 8-26  
TEL    087-831-5789    FAX    087-831-5789
- 第7条 大会役員**              大会会長    藤沢 逸郎（OWL 名誉顧問）  
審査役員長 原 信義（JHRC-S）  
組織委員長 山地 潤也  
組織委員    宮脇 良平
- 第8条 競技役員**              競技長        和田 善明  
コース委員長 藤沢 隆志  
技術委員長    和田 善明  
時計委員長    八木 利憲  
救急委員長    藤沢 隆志  
事務局長       藤沢 繁美

## 第9条 参加申込及び参加費用

- 1) 参加申込場所及び問合せ先（大会事務局）  
上記オーガナイザーに同じ
- 2) 参加受付期間  
2008年7月7日～2008年7月22日消印有効
- 3) 参加料  
選手権クラス ; 14000円 弁当付  
クローズドクラス ; 10000円 弁当付  
他地区 ; 12000円 弁当付

## 第10条 開催タイムスケジュール

受付	7:30～8:30
公式車検	7:50～8:50
コースオープン	8:00～9:00
ブリーフィング	9:00～9:15
出走	9:30～

## 第11条 参加車両

- 1) 選手権クラス  
N1 ; 二輪駆動のN車両  
N2 ; 1600cc以下の四輪駆動のN車両  
N3 ; 1600ccを超える四輪駆動のN車両  
S1 ; 二輪駆動のSA及びSC車両  
S2 ; 3000cc以下の4駆のSA及びSC車両  
SC ; 3000cc以上の四輪駆動のSA及びSC車両  
D ; D車両（クラス区分無し）
- 2) クローズドクラス  
2008年JAF国内車両規則スピード車両規定に合致した車両

## 第12条 参加資格及び競技運転者

- 1) 選手権クラス参加者は、当該年度有効なJAF競技運転者許可証 国内B級以上を所持していなければならない。
- 2) 競技運転者は、有効な自動車運転免許証を所持していなければならない。
- 3) 競技中事故による死亡あるいは傷害について最低一千万円以上補償される保険に加入していなければならない。なお、参加受付時にその保険証書（コピー可）または全国共同共済加入のJMRCから発給された当該年度有効な共済会員証が確認できること。  
共済利用で未加入の競技運転者は、当日参加受付時において、JMRC 四国共済への加入を義務付ける。
- 4) 満20歳未満の競技運転者は、参加申込みに際し、親権者の承諾書を提出しなければならない。
- 5) その他何らかの理由により、警察、行政関係により処罰もしくは疑義のあるものは参加できない。

## 第13条 順位決定

- 1) トライアルは2回行いそのベストタイムの最も早いタイムを記録したものを上位とする。
- 2) 同タイムの場合は次の通り順位を決定する。  
セカンドタイムの速いもの。

排気量の小さい車両  
競技会審査委員会の決定による。

#### 第14条 罰則規定

- 1) 開催日の受付時間に遅刻した参加者および競技運転者は理由の如何にかかわらず出走できない。
- 2) パイロンの接触もしくはパイロン倒しは1ヶ所につき5秒加算。
- 3) パイロンタッチの対象となるパイロンはドライバーズブリーティングにて発表する。

#### 第15条 失格規定

- 1) 次の行為をした場合、参加者及び競技運転者は本協議会を失格とする。
  - 1、 競技役員の支持に従わなかったとき。
  - 2、 不正行為をした場合
  - 3、 コースアウト等で当人以外に危害を与えたとオーガナイザーが認めた場合。
  - 4、 車両検査を受けた後から車両保管が終了するまでの間に技術委員長の承認を得ずに競技車両の変更、改造を行った場合。
  - 5、 ドライバーズブリーティングに参加しなかった参加者は、等競技会の競技参加資格を失効する場合もある。この場合参加料は返却しない。
- 2) 次の行為をした場合、参加者及び競技運転者はその回の競技を無効とする
  - 1、 スタート合図から30秒以上経過してもスタートしない場合。
  - 2、 スタート時刻までにスタート位置につかない場合、ただしオーガナイザーの指示があった場合はその限りではない。
  - 3、 ミスコース、コースのショートカット等と判断された場合、ただしミスコース、ショートカット等に気づき直ちに車両を正しいコースに戻した場合はその限りではない。
  - 4、 スタートして3分以内にゴールしなかった場合。スタート指示に従わない場合は、当該ヒートの出走資格を失う

#### 第16条 賞典

全クラス 1位～3位 JAFメダル、副賞  
3位～6位 副賞  
(ただし参加台数により賞典の制限を行う場合がある。)

#### 第17条 記載されていない事項

- 1) 本規則書に記載されていない事項については、JAF国内競技規則及びJMRC四国スラローム競技統一規則書に準拠する。
- 2) 本規則発行後、JAFにおいて決定され公示された事項は、全ての規則に優先する。

追伸

賞典

最多エントリー賞  
レディース賞

以上